

相続

遺言



成年後見

…円満家族でいられたら…

司法書士 佐藤寛事務所

私が死んだら 家族は円満にいくだろうか？



いよいよ還暦を迎えることになったけれど、自分の財産や今後の家族のことを考えることが必要かも・・・

<遺言>

自分の財産をうまく、次の世代に引き継ぐいい制度です。

自筆証書遺言 …手軽で費用は安いのですが…

全文自分で書きます

代筆やワープロ、タイプライターの印字は ^{だめ} ×

日付・名前・押印

自筆でしっかり書き、日付も忘れずに、印も押す

直し方が複雑

直し方が決まっているので、書き直す方が ^{よい} ◎

家庭裁判所の検認手続

遺言書が見つかったら、相続人が家裁で手続き

公正証書遺言 …費用はかかりますが、安心・安全

公正役場で作成

あらかじめ内容を伝え、公証人が作成

証人2人が必要

公正役場に証人2名と共に出向く。

費用がかかります

財産の価格、内容により金額が変わります

家庭裁判所の検認不要

公正証書遺言で、そのまま手続きが出来ます

公正役場





最近、少し、色々な判断が出来なくなってきたが……

今は元気だけれど、認知症になったらどうしよう・・・
知的障害の子供の将来は、どうなるのかなあ？…

〈成年後見制度〉

困った人の支援として
これからの活用が期待
されます

任意後見制度

支援を受ける人・・・今元気な人が対象です

支援する人・・・任意後見人（私たち、司法書士が承ります）

今は元気だけれど、今後自分で物事の判断が出来なくなった時のことを考え、自分の財産や身の周りの世話をお願い出来る人を決めておきたい。

今は障害の子供の面倒が見れるが、親が認知症になった時のためにも利用。

司法書士が本人と話し合い、支援内容・方法を公証人が作成する公正証書で契約します。必要が生じた時に、本人にかわり司法書士が職務にあたります。

法定後見制度

〈支援を受ける人〉

補助 … 判断能力が不十分な人が対象です →

・最近忘れっぽくなったし、何となく不安だなあと感じている人

保佐 … 判断能力が著しく不十分な人が対象です →

・しっかりしている時もあるけれど、よく解らないことが多い人

後見 … ほとんど判断が出来ない人が対象です →

・人の言っていることは、ほとんど理解出来ないし、話している内容が？…

〈支援する人〉

→ 補助人

→ 保佐人

→ 成年後見人





亡くなったら、誰が相続人になるの？



<相続>

法定相続って何？

法律で決められた相続人が、法律で決められた割合で相続することです。

法定相続でないとダメ？

話しあいで相続人が合意すれば、どんな分け方でもいいです。
よく言う所の **遺産分割協議** です。

話し合いができなかったら？

何回か話し合いをして、どうしてもまとまらなければ、**遺産分割調停申立** です。

※ここまでいかないように、話し合いの努力が大事です。

相続手続は、どうすればいいの？

まず、することは！（葬儀が終わったら）

- ・財産はどれだけあるのだろう…
- ・相続税は、いくらかかるのだろう…
- ・亡くなった人や相続人の戸籍等の取寄せが必要だが…
- ・遺産の分け方をどうしようか…
- ・遺産分割協議書を用意してくれと言われたが…
- ・不動産の名義変更をしなくては…
- ・預貯金の解約もしなくては…

あれもこれもやることばかり…

遺言、成年後見、相続、それぞれの制度の利用方法がわからない時は、まず御相談下さい！！



〒421-0421
 牧之原市細江3203番地2
 司法書士・土地家屋調査士・行政書士
佐藤寛事務所

TEL 0548-22-0063
 FAX 0548-22-1409
 (アドレス：<http://310-office.net/>)